平成２４年（フ）第１９３９号
大阪市北区本庄東３丁目８番４―910号
債務者　中田　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　永希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４９号
大阪市西淀川区佃３丁目19番86号
債務者　穂積　　裕
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５０号
大阪市淀川区宮原２丁目12番５―604号
債務者　大原　智美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４５号
大阪府箕面市牧落５丁目17番Ａ―402号
債務者　中西　康行
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５号
福岡県糟屋郡新宮町湊坂１丁目２番７号
債務者　中野　明美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　隆一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４２８号
京都市南区上鳥羽高畠町89番地　サウスビン105号室、住民票上の住所京都市南区吉祥院蒔絵町16番地の１　塔南セントラルハイツ125号
債務者　三井　弘重
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
香川県さぬき市大川町富田西1535―１、住民票上の住所香川県木田郡三木町大字池戸1274番地18
債務者　赤川　春夫
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２３１号
埼玉県日高市大字原宿138番地25　フォレストビューラー参番館201、前住所埼玉県日高市大字鹿山742番地２
債務者　小峰　辰夫
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５９号
静岡県富士市北松野1660番地の９、前住所静岡県富士市松岡1499番地の７、前々住所静岡県富士市中之郷3371番地の９
債務者　渡邉　健児
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５２号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2726番地９
債務者　設楽　一夫
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
山形県天童市乱川３丁目11番８―203号　サンロイヤルマンション、住民票上の住所山形市桜田南６番22号　リベール桜田Ａ201号
債務者　米村　栄子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
東京都品川区東品川１丁目７番16号　アクティ品川Ｃ号室
債務者　住吉　和子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
山形県天童市南町２丁目３番１号　クリスタルハイツ201号
債務者　佐藤　　巧
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１４号
函館市万代町10番５号
債務者　佐藤　浩介
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
函館市昭和町12番地44
債務者　荒生　　覚
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４２号
岐阜県大垣市本今３丁目217番地　ソレアードＡ202号
債務者　土屋幸四郎
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
静岡県富士宮市北山4735番地の６
債務者　遠藤　裕子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
静岡地方裁判所富士支部